

社会保険労務士事務所リジョイス

令和6年

能登半島地震に係る労務・助成金情報

2024年1月9日時点

労務関係

解雇	災害を理由にした無条件の解雇や雇止めを行うことはできません
賃金の支払い	天災事変などの理由により賃金の支払義務が免除される特別の規定は存在しません。ただし、雇用調整助成金のように休業手当が国より支給される制度もございます。現時点（1月9日）ではまだ特設の助成金は発表されていないため、詳しくは厚生労働省のサイトもしくは当事務所にご連絡ください。
労働保険料の納付猶予	労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められます。納付の猶予が認められると、 ① 猶予された金額を猶予期間中に分割して納付することができます。 ② 猶予期間中の延滞金が免除されます。 ③ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

労務関連の各種連絡先

雇用保険の基本手当の特例措置等に関する相談等	
労働局・ハローワーク	電話番号
ハローワーク金沢	076-253-3030
ハローワーク津幡	076-289-2530
ハローワーク小松	0761-24-8609
ハローワーク白山	076-275-8533
ハローワーク七尾	0767-52-3255
ハローワーク羽咋	0767-22-1241
ハローワーク加賀	0761-72-8609
ハローワーク輪島	0768-22-0325
ハローワーク能登	0768-62-1242

メンタルヘルス・健康に関する相談

正式名称：自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル
運営元：独立行政法人労働者健康安全機構
受付時間：平日10時～17時

電話番号：0120-200-826（無料）

労働保険料の納付猶予について

年金事務所	電話番号
金沢北（かなざわきた）年金事務所	076-233-2021
金沢南（かなざわみなみ）年金事務所	076-245-2311
小松（こまつ）年金事務所	0761-24-1791
七尾（ななお）年金事務所	0767-53-6511

月曜から金曜：午前8時30分から午後5時15分まで
週初の開所日：午前8時30分から午後7時00分まで
第2土曜：午前9時30分から午後4時00分まで

融資制度

	国民生活事業	中小企業事業
適用できる制度	災害貸付	災害復旧貸付
融資限度額	3,000万円	1億5,000万円（別枠）
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）	

日本政策金融公庫	電話番号
金沢支店	0570-045202
小松支店	0570-045445

受付時間：平日9時～17時

雇用調整助成金

	助成率	助成額
休業を実施した場合の休業手当、教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額等	2/3（中小企業以外1/2）	1人1日あたり上限金額8,490円 ※令和5年8月1日時点

連絡先：雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター
受付時間：9時～21時
電話番号：0120-603-999

当事務所でも助成金の申請代行を有料で受け付けていますので、お気軽にご相談ください
※震災特例としてサポート費用につきましては減額させていただきます。

令和6年能登半島地震により被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。
現在もお余震が続く中、懸命な救助作業が続けられておりますが、一人でも多くの命が救われることを祈るばかりです。
弊所は同じ石川県内の事業所として、また企業の労務管理の専門家として、被災された経営者のみなさま、被災事業所に勤務される従業員のみなさまに、労務関連情報をご提供しております。どうぞご利用ください。
右下の当事務所サイトでは随時最新の情報を更新しておりますので、よろしければご活用ください。

所長 特定社会保険労務士 服部 英明

発行

社会保険労務士事務所リジョイス

住所：〒921-8016 石川県金沢市東力町イ18番地 パークレジデンス101

電話番号：076-287-6830



災害特設ページ